

Iwamizawa Chamber of Commerce and Industry

岩見沢商工会議所だより

'22.1

発行所 / 岩見沢商工会議所
1西1 Tel22-3445 Fax22-3441

【No.479】



年頭挨拶

岩見沢商工会議所

会頭 松浦淳一

明けましておめでとうございます。
令和四年の年頭にあたり、

会員の皆様に謹んで新春のお慶びを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が世界各地で猛威を振るい始めてから約二年が経ちました。経済情勢を始め日常生活スタイルに及ぶまで、私たちを取り巻く様々な環境が大きく変わりました。

この厳しい環境の中、事業の継続・発展と、従業員の生活の維持・向上に尽力されている会員の皆様に深く感謝と敬意を表します。

岩見沢商工会議所の昨年の活動を振り返りますと、地域経済の活性化と市民生活の支援のため、一昨年度に続き「プレミアム建設券」「プレミアム商品券」の二つのプレミ

アム事業を実施いたしました。両事業ともに当初予定を上回る申込みがありました。岩見沢市長に予算増等を要望し、お申し込みいただいた全員を当選とすることができました。また、新型コロナウイルス感染症対策の事業としては、テイクアウト実施店を掲載したチラシの作成・全紙折込や給付金等申請サポートの継続実施、オンラインを活用したセミナーなど、会員の皆様のニーズにお応えできるような様々な事業を展開してきたところです。

さて、昨年は岸田政権が発足いたしました。政府が掲げる「新しい資本主義」の実現に向けて「成長と分配の好循環」「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトに議論が進められています。現在、首都機能や企業の本社機能は東京に一極集中し、人口集中による感染症拡大のリスクも懸念事項の一つとなっています。首都機能や本社機能の地方分散化への対応には、地域や企業のデジタル実装により、地方と都市の差を縮めていくことが必要です。企業の皆様にもテレワークへの環境整備やDXによる業務システムの効率化などが求められており、商工会議所としても会員の皆様への支援を積極的に進めてまいります。

また、取引先・下請け事業者との共存共栄の取組を宣言する「パートナーシップ構築宣言」や持続可能な開発目標である「SDGs」への対応は、企業の規模にかかわらず、企業価値を引き上げるためにも必要な取組みです。これらについても多くの皆様が登録企業となるよう支援してまいります。

岩見沢商工会議所では、地域経済の活性化に向けて、オール岩見沢で取り組むことができるよう、会員の皆様に寄り添い、しっかりとサポートしていきたいと考えております。

さらに、令和四年は岩見沢商工会議所役員議員の改選の年であり、十一月には第三十期の役員議員体制がスタートします。この改選に向けて準備を進めながら、活力ある岩見沢の実現に向けて邁進してまいります。

「経済の活性化無くして地域の活性化はない」という基本的考え方のもと、中小企業の活力強化を商工会議所の使命として取り組んでまいりますので、皆様のより一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。本年が皆様にとって良い一年となりますよう、心からお祈り申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。



年頭所感

日本商工会議所

会頭 三村 明夫

地域とともに、 未来を創る

明けましておめでとございます。
二〇二二年の新春を迎え、
謹んでお慶び申し上げます。

昨秋以降、国内では新型コロナウイルス新規感染者数が著しく減少し、本格的な日常生活回復に向けた動きが加速化する中で、新年を迎えられたことを皆さまで共に喜びたいと思います。海外での感染再拡大などもあり、先行きの見通しは予断を許さないものの、商工会議所は、本年を感染防止と社会経済活動をより高い次元で両立させる年と位置付け、地域経済ならびにそれを支える事業者の皆さまの発展のため、引き続き全力を尽くしてまいります。

さて、コロナ禍で急激に落ち込んだ経済もようやく回復基調に転じましたが、依然力強さを欠き、業種や規模によ

り回復度合いが異なる「K字型回復」の状況が続いています。国民全体を覆う閉塞感を真に打開するためにも、昨年

政府が決定した「新たな経済対策」の着実な実行はもとより、国民が日本の将来について明るい希望を抱けるような新たな成長と発展への道筋を明確に示す必要があります。

第二次岸田内閣の発足以降、政府は「新しい資本主義」を掲げ、「成長と分配の好循環」「コロナ後の新しい社会の開拓」に向けて議論を重ねてきました。私はコロナ禍を通じて、「強く豊かな国でなければ有事の際に国民を守ることができない」と改めて認識しましたが、日本を危機に對するレジリエンスを備えた強い豊かな国にするためには、コロナ禍で明らかになった社会課題の解決と経済成長を車の両輪として同時に実現することが必要で

す。少子高齢化に向かう人口動態等、様々な構造的課題を抱

えるわが国が、社会課題を解決すると同時に経済成長を図るためには、一国の豊かさを示す総合的な指標である「一人当たりGDP」の引き上げを国全体の目標として掲げ、あらゆる分野での生産性向上と潜在成長率の底上げを図る必要があります。特に、雇用の約七割を占める中小企業の実産性を引き上げることが、ひいてはわが国全体の生産性の向上につながる重要な課題です。他にも、経済・医療安全保障、成長を支える基盤である人材育成や科学技術研究への投資、「デジタル化の推進」、「S+3E」の原則を踏まえたパランスの取れたエネルギー政策と技術革新等が不可欠です。

通商面では、TPPやRCEPの成果を踏まえ、同じ考えを持つ国々との連携を深めつつ、引き続き日本が自由貿易体制推進において主導的な役割を果たすべきです。

こうした課題認識を踏まえ、われわれ商工会議所は本年、特に以下三点について重点的な取り組みを実行してまいります。

第一は「デジタル活用による中小企業の生産性向上」です。これまでも幾多の困難を乗り越えてきた日本の中小企業は、様々な変化に柔軟かつ

迅速に対応できる潜在的な変革力を有しています。中小企業経営へのデジタル活用は、生き残りをかけた自己変革の有力な手段であり、コロナ禍で加速したデジタル化の流れを、業務効率化に留まらず、越境EC等を通じた販路拡大、さらには業態転換などのビジネス変革にまで広げる経営力向上の柱として強力に支援してまいります。

第二は「事業再構築、取引適正化等を通じた付加価値の向上」です。商工会議所による伴走型の経営相談体制の強化により、事業承継や事業の再生・再構築を後押しし、経営の効率化や付加価値創出力の向上を強力に支援してまいります。また、大企業と中小企業で構成されるサプライチェーン全体で、創出した付加価値やコストをフェアに分かち合う取引適正化も不可欠です。登録企業が四千社を超えた「パートナーシップ構築宣言」は、官民連携でこれを実現するため有力なプラットフォームであり、今後は宣言の実効性をより高め、中小企業の付加価値向上、ひいては日本全体の成長力の底上げに寄与してまいります。

第三は「地域ぐるみの地方創生の推進」です。東京一極集

中と言われますが、実際には一次産業の成長産業化、インフラ整備を通じた製造業の集積、インバウンド需要の取り込みなどを進めてきた地方圏の方が、東京圏よりも高い経済成長率を実現しております。コロナ禍を契機としたさらなる地方分散化の動きもみられる中、政府の「デジタル田園都市国家構想」も踏まえ、こうしたモメンタムを地方創生の加速化につなげていくことは、レジリエントな日本の国土形成のためにも不可欠です。商工会議所は、地域総合経済団体として地域の多様な主体との連携を深め、地域ぐるみの地方創生をさらに後押ししてまいります。

最後に、日本商工会議所は今年で創立一〇〇周年を迎えます。「地域とともに、未来を創る」をスローガンに、次の一〇〇年に向けて、中小企業の活力強化と地域活性化による日本経済の持続的な成長の実現を目指し、五一五商工会議所と連合会、青年部、女性会、海外の商工会議所とのネットワーク力を最大限活用し、新しい時代を皆さまと切り拓いてまいります。引き続きのご支援、ご協力をお願いして、私の年頭のあいさつとさせていただきます。

業況DI (前年同月比) の推移

	21年 6月	7月	8月	9月	10月	11月	先行き見通し 12月~2月
全産業	▲26.7	▲24.1	▲29.4	▲33.2	▲28.9	▲21.1	▲17.5
建設	▲19.8	▲18.2	▲20.9	▲18.7	▲22.1	▲18.2	▲17.6
製造	▲14.6	▲9.7	▲12.5	▲18.1	▲14.7	▲13.7	▲16.7
卸売	▲25.8	▲28.3	▲30.7	▲35.0	▲32.1	▲20.8	▲15.8
小売	▲41.8	▲37.6	▲44.4	▲48.0	▲42.2	▲35.2	▲25.9
サービス	▲30.6	▲28.9	▲37.9	▲43.8	▲34.8	▲18.9	▲12.3

※「先行き見通し」は当月に比べた向こう3カ月の先行き見通しD I

ど生活様式の変化に対応した販促・営業活動を検討している」(総合スーパー)

【サービス業】「制限緩和により、宿泊需要が戻りつつあるが、従業員が不足しているため、定員客数の対応ができていない。また、カニの仕入価格が上昇しており、今後の収益圧迫を懸念している」(宿泊業)、「売上は改善傾向にあるものの、食用油など食料品の価格上昇や最低賃金引上げによる人件費の上昇が負担となっており、改めて価格転嫁を検討している」(飲食業)

中小企業のための 経営講座

電子取引について

朝令暮改的なことが最近よくありますが、今回ご紹介する電子取引の取り扱いについてもこれが当てはまりません。

令和三年度改正により、令和四年一月一日以後に行う電子取引には電子データを検索条件が満たされる等の一定の要件で取引情報の電子データ保存が義務付けられました。

しかし、全ての事業者が無理なくデジタル化が進められるようにする観点から、令和三年一二月十日には、やむを得ず対応が困難とされるような場合には二年間の宥恕規定を認めるといった措置が与党税制改正大綱に加えられました。

本格的な適用は延期されるかもしれませんが、この新しい電子取引に関する改正内容

について解説しましょう。

一、電子データは電子で保存

電子取引の取引情報に係る電磁的記録(以下、電子データ)は、電子データによる保存が義務付けられ、保存要件を満たさず保存されている場合や、書面出力して保存している場合には、保存すべきデータの保存がなかったとみなされてしまいます。

事業者は個人であれ、法人であれ、帳簿を作成保存する義務があり、その帳簿記録の裏付け、証拠となる領収書や請求書等も合わせて保存義務があります。が、その請求書等の保存がなかったとみなされてしまえば、帳簿の正確性、正当性を担保するものがなくなってしまう、法的な帳簿要件から外れたものになってしまいます。

二、電子取引はメールだけではない

会社で大手ネット通販サイトから何か購入されていますか。電子取引の範囲について、国税庁では以下のような例示がされています。

①電子メールにより請求書や領収書のデータ(PDFファイル)を受領

②インターネットのホームページからダウンロードした請求書や領収書等のデータ(PDFファイル等)またはホームページ上に表示される請求書や領収書等のスクリーンショットを利用

③電子請求書や電子領収書の授受に係るクラウドサービスを利用

④クレジットカードの利用明細データ、交通系ICカードによる支払いデータ、スマートフォンアプリにより決済データ等を活用したクラウドサービスを利用

⑤特定の取引に係るEDIシステム(請求書等を電子的に交換できるシステム)を利用

⑥ペーパーレス化されたFAX機能を持つ複合機を利用

⑦請求書や領収書等のデータをDVD等の記録媒体を介して受領

三、どのように保存するか

電子データの保存方法は以下の通りです。

①専用のソフトウェアを導入する

法的な要件を満たしたソフトウェアに保存する。

②社内ルールを策定して、任意のフォルダーに格納保存し索引できるようにする

特別な保存用のソフトウェアを利用しない場合には、一定の規則のもとに任意のフォルダーに格納保存し、索引簿を作成する方法も認められています。

四、消費税について

消費税については、電子データを書面に出力して保存することが認められています。

記事協力

税理士法人TACS

代表社員・税理士 木村 聡

プロフィール

岩見沢生まれ/北海道税理士
会岩見沢支部所属